

○うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設条例施行規則

令和4年2月22日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設条例（令和2年うるま市条例第38号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設（以下「拠点施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日の変更)

第2条 拠点施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第5条第2項の規定により開館時間を変更し、又は条例第6条第2項の規定により拠点施設の全部若しくは一部を臨時に開館し、又は休館しようとするときは、拠点施設（開館時間・休館日）変更申請書（様式第1号）を市長へ提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、拠点施設（開館時間・休館日）変更承認書（様式第2号）により指定管理者へ通知するものとする。

(事業計画書の作成及び提出)

第3条 指定管理者は、条例第7条に規定する業務について、拠点施設事業計画書（様式第3号）を会計年度ごとに作成し、当該会計年度の前年度に市長に提出し承認を得なければならない。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務の実施予定及び施設の使用予定に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第4条 条例第8条に規定する申請は、拠点施設指定管理者指定申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類

(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

(4) その他市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第5条 市長は、条例第9条及び第10条の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、申請をした全ての法人その他団体に対し、拠点施設指定管理者候補者選定結果通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、条例第11条の規定により、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し、拠点施設指定管理者指定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(指定管理者の指定の取消し等)

第7条 市長は、条例第12条第1項の規定により、その指定の取消しを命じたときは、当該指定管理者に対し、拠点施設指定管理者指定取消通知書（様式第7号）により通知するものとし、期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じたときは、拠点施設指定管理者業務（全部・一部）停止命令書（様式第8号）により通知するものとする。

(協定書に定める事項)

第8条 条例第14条の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 開館時間及び休館日に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 施設の管理運営に関する事項
- (5) 業務の実施に関する事項
- (6) 指定管理料及び利用料金に関する事項
- (7) 情報通信技術の活用及び推進に関する事項
- (8) 島しょ地域における市民との交流に関する事項
- (9) 施設の維持管理に関する事項
- (10) 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- (11) 業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事

項

(12) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項

(13) その他市長が必要と認める事項

(使用許可の申請)

第9条 条例第15条第1項の規定により拠点施設又は拠点施設の設備を使用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書により指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、その記載事項の一部を省略することができる。

(1) 申請者の住所、氏名及び電話番号（団体の場合は、所在地、団体名、代表者氏名及び連絡先）

(2) 使用目的

(3) 使用期間又は使用日時

(4) 使用区分

(5) 使用人数

(6) その他指定管理者が必要と認める事項

2 指定管理者は、前項に規定する申請書の提出の際に必要な書類を添付させることができる。

3 指定管理者は、第1項の規定による申請があったときは、これを審査の上、使用の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

4 レンタルオフィス及びシェアオフィスの使用期間を延長しようとする者については、当該使用の許可の期間満了の30日前までに申請書を提出しなければならない。

5 指定管理者は、次の各号に掲げる拠点施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に使用の可否を決定しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 多目的ホール、調理室、グラウンド、コワーキングスペース、会議室、個室A、個室B・C及び相部屋 使用しようとする日（以下「使用日」という。）の3月前の日から使用日まで

(2) レンタルオフィス及びシェアオフィス 使用日の1月前の日まで

(使用の取消し又は変更等)

第10条 前条第3項の規定により使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、拠点施設又は拠点施設の設備の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、速やかに指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、これを審査の上、使用の取消し又は変更の可否を決定し、当該使用者に通知するものとする。

（使用の許可の取消し等）

第11条 指定管理者は、条例第19条の規定により拠点施設又は拠点施設の設備の使用許可を取り消し、又は変更したときは、使用者に通知するものとする。この場合において、使用者は、直ちに拠点施設を現状に回復しなければならない。

（特別の設備の許可）

第12条 使用者が、当該施設の使用の用に供する特別の設備を設置しようとするときは、条例第18条第1項の規定により、拠点施設特別設備の設置許可申請書（様式第9号）を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた使用者は、許可された事項を変更し、又は取り消そうとするときは、拠点施設特別設備の設置変更（取消）許可申請書（様式第10号）を指定管理者へ提出し、その許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、前2項の申請があったときは、これを審査の上、設置の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

4 前項の規定により許可を受けた使用者は、第1項の規定により許可された使用許可期間満了時まで特別設備を撤去し、指定管理者の確認を受けなければならない。

（利用料金の減免）

第13条 条例第21条の規定により、利用料金（多目的ホール、調理室及びグランドに限る。）を減額し、又は免除することができる場合及びその割合は、次のとおりとする。

（1） 本市が使用する場合 全額免除

（2） その他市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長に承認を得て指定管理者が定める割合

2 前項の規定により減額又は免除を受けようとする者は、第9条第1項の規定による申請時に、拠点施設利用料金（減額・免除）申請書（様式第11号）を指定管理者に

提出し、承認を得なければならない。

- 3 第1項各号に定める減免規定は、同項第1号の場合を除き、附属設備等利用料金及び冷房利用料金については適用しない。

(利用料金の返還)

第14条 条例第22条ただし書の規定により、利用料金を返還することができる場合及びその割合は、次のとおりとする。

(1) 天災その他使用者の責めに帰すことができない事由により使用できなかった場合 全額

(2) 使用開始3日前までに使用の取消しの申出があった場合 5割

(3) その他指定管理者がやむを得ない理由があると認める場合 5割又は全額

- 2 前項の規定により、利用料金の返還を受けようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。

(附属設備等の利用料金の基準額)

第15条 条例別表に規定する市長が定める額は、別表のとおりとする。

- 2 利用料金は、別表に定める利用料金の基準額に100分の150を乗じて得た額を上限として、指定管理者が市長の承認を受け定めた額とする。

(利用料金の納付時期)

第16条 利用料金は、使用日までに納付しなければならない。ただし、指定管理者が、特に必要があると認めたときは、利用料金の納付時期を別に定めることができる。

(業務報告書の作成及び提出)

第17条 指定管理者は、毎月実施した業務について、翌月10日までに、拠点施設業務報告書(様式第12号)を作成し、市長に提出し確認を受けなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第18条 条例第23条に規定する事業報告書の提出は、拠点施設事業報告書(様式第13号)(以下「事業報告書」という。)によるものとする。

- 2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 管理運営業務の実施及び施設の使用実績に関する事項

(2) 管理運営等に係る収支実績に関する事項

(3) その他拠点施設の管理運営業務の実態を把握するために市長が必要と認める

事項

(原状回復義務)

第19条 使用者は、条例第24条の規定により原状回復の措置をとったときは、指定管理者に対しその確認を受けなければならない。

2 指定管理者は、条例第25条の規定により原状回復の措置をとったときは、市長に対しその確認を受けなければならない。

(使用者の遵守事項)

第20条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請の目的以外に利用しないこと。
- (2) 使用許可を受けていない施設を使用しないこと。
- (3) 施設及び附属設備等を丁寧に取り扱い、毀損しないこと。
- (4) 使用中に火災その他重大な事故が発生したときは、速やかに適切な措置を執るとともに、指定管理者に通報し、その指示に従うこと。
- (5) 施設の使用を終了したときは、使用した施設及び附属設備等の整理及び清掃を行い、指定管理者の点検を受けること。
- (6) その他指定管理者の指示に従うこと。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、拠点施設の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条から第8条までの規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表（第15条関係）

附属設備

種別	単位	利用料金の基準額（2時間につき）
----	----	------------------

プロジェクター	1 台	5 0 0 円 ただし、2 時間を超える場合、1 時間につき 2 5 0 円 を加算する。
---------	-----	---

冷房設備

種別	利用料金の基準額（2 時間につき）
多目的ホール	3 0 0 円 ただし、2 時間を超える場合、1 時間につき 1 5 0 円 を加算する。
調理室	3 0 0 円 ただし、2 時間を超える場合、1 時間につき 1 5 0 円 を加算する。
会議室	3 0 0 円 ただし、2 時間を超える場合、1 時間につき 1 5 0 円 を加算する。

備考 利用料金は、この表に定める金額に消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を別途加算し、1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

様式第1号（第2条関係）

第 年 月 日
号

うるま市長 様

拠点施設指定管理者

㊞

拠点施設（開館時間・休館日）変更申請書

拠点施設の（開館時間・休館日）を下記のとおり変更したいので、うるま市浜比嘉島
地域交流拠点施設条例施行規則第2条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

拠点施設指定管理者 様

うるま市長



拠点施設（開館時間・休館日）変更承認書

年 月 日付け申請のあった拠点施設（開館時間・休館日）の変更について、
下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

2 留意事項

指定管理者は、承認を受けた変更内容を施設への掲示その他の方法により原則として1月前までに周知すること。

様式第3号（第3条関係）

第 年 月 日 号

うるま市長 様

拠点施設指定管理者

㊞

拠点施設事業計画書

うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設条例施行規則第3条の規定により、 年度における事業計画を下記のとおり計画しているので、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 業務の実施予定及び施設の利用予定に関する事項
- 2 予算に関する事項
- 3 その他市長が必要と認める事項

様式第 4 号（第 4 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

申請者
住 所
名称(団体名)
代表者氏名

㊞

拠点施設指定管理者指定申請書

拠点施設について、指定管理者の指定を受けたいので、うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設条例第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- （１） 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- （２） 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類
- （３） 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- （４） 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- （５） 現に行っている業務種類及び概要を記載した書類
- （６） その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



拠点施設指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付け申請のあった拠点施設の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定結果を通知します。

記

選定結果

- ☐ 指定管理者の候補者として選定する。
- ☐ 指定管理者の候補者として選定しない。

様式第 6 号（第 6 条関係）

第 年 月 日 号

様

うるま市長



拠点施設指定管理者指定通知書

うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設条例第 11 条の規定により、下記のとおり拠点施設の指定管理者として指定します。

記

1 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 指定条件

3 その他

施設の利用料金及び管理運営業務等の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとする。

様式第7号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



拠点施設指定管理者指定取消通知書

うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設条例第12条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を取り消します。

記

1 取消年月日

年 月 日

2 取消し理由

3 教示

- (1) この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、うるま市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第8号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



拠点施設指定管理者業務（全部・一部）停止命令書

うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設条例第12条第1項の規定により、下記のとおり
管理業務の停止を命じます。

記

1 停止する管理業務の範囲

2 停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 停止理由

4 教示

- (1) この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、うるま市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

拠点施設特別設備の設置許可申請書

年 月 日

拠点施設指定管理者 様

申請者 住所

名称(団体名) ㊞
代表者氏名
連絡先

特別設備の設置について、うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設条例施行規則第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用許可番号及び許可年月日	第 号 年 月 日
特別設備を設置する目的	
特別設備の名称	
特別設備の概要 (規格・規模・数量等)	
特別設備の責任者	住所 氏名 連絡先
特別設備を持ち込む日時	年 月 日 時 分
撤去日時	年 月 日 時 分
添付資料	1 特別設備配置図 2 その他 ()
備考	

様式第10号（第12条関係）

拠点施設特別設備の設置変更（取消）許可申請書

年 月 日

拠点施設指定管理者 様

申請者 住所

名称(団体名) 印
代表者氏名
連絡先

年 月 日付け第 号により許可を受けた特別設備の設置について、
次のとおり変更（取消）を申請します。

変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
備考		

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

拠点施設利用料金（減額・免除）申請書

年 月 日

拠点施設指定管理者 様

申請者 住所

名称(団体名) ⑩
代表者氏名
連絡先

施設の利用料金の（減額・免除）について、うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設条例施行規則第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用施設名	
利用目的	
減額・免除に 該当する条件	☐ 第 1 号 本市が利用する場合
	☐ 第 2 号 市長の承認を得て指定管理者が定める場合 (理由)
利用料金	正規の料金 円
	減免額 円
	減免後の利用料金 円
減免申請額	円
※処理欄	年 月 日 ☐ 承認 ☐ 非承認
備考	

※欄は記入しないでください。

様式第 1 2 号（第 1 7 条関係）

第 号
年 月 日

うるま市長 様

拠点施設指定管理者

㊞

拠点施設業務報告書

うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設条例施行規則第 1 7 条の規定により、 年度
月に実施した業務について、関係書類を添えて報告します。

様式第 13 号（第 18 条関係）

第 号
年 月 日

うるま市長 様

拠点施設指定管理者

㊞

拠点施設事業報告書

うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設条例施行規則第 18 条の規定により、 年度における指定管理業務を下記のとおり実施したので、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 業務の実施及び施設の利用実績に関する事項
- 2 収支実績に関する事項
- 3 その他業務の実態を把握するために市長が必要と認める事項

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 2 条関係）

様式第 3 号（第 3 条関係）

様式第 4 号（第 4 条関係）

様式第 5 号（第 5 条関係）

様式第 6 号（第 6 条関係）

様式第 7 号（第 7 条関係）

様式第 8 号（第 7 条関係）

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

様式第 1 0 号（第 1 2 条関係）

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

様式第 1 2 号（第 1 7 条関係）

様式第 1 3 号（第 1 8 条関係）